

北海道の飲食店等における ワクチン・検査パッケージ制度

適用の手引き

令和3年 12月 (Ver.2)

北海道 経済部経済企画課

① ワクチン・検査パッケージ制度とは

飲食店等の事業者が、**入店時**に、
利用者の**ワクチン接種歴**又は**検査結果の陰性**のいずれかを
選択して提示するよう依頼

どちらか一方しか選択できないと
することは、制度上認められません

利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性の**いずれかを確認**

感染リスクを低減

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される
行動制限を緩和

【制度のポイント】

ワクチン接種歴や検査結果の陰性の確認が必要な対象は、
行動制限が要請されているときに、
その緩和の適用を求める利用者に限られます。

② ワクチン・検査パッケージ制度の登録

行動制限の緩和の適用を受けるためには、
事前に、**北海道に登録**する必要があります。

北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）
の認証取得はお済みですか？

【第三者制度の認証を**取得済**又は**申請中**の場合】

新たに申請書等の提出を求めることなく、
原則、ワクチン・検査パッケージ制度を適用させていただきます。
※登録を希望しない場合は、その旨ご連絡ください。

【第三者制度の認証を**未取得**の場合】

① **飲食店**の場合

第三者認証制度の認証取得が必要です。
(ワクチン・検査パッケージ制度との同時申請が可能)

② 飲食を主として業としていない**カラオケ店**の場合

ワクチン・検査パッケージ制度の申請が必要です。
原則、電子申請により登録いただきます。

※電子申請をご利用いただけない場合、郵送での申請も可能



※第三者認証制度 認証書

③ ワクチン・検査パッケージ制度適用のメリット

今後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のほか、感染拡大の傾向が見られる場合、人数制限等の行動制限が課されることが想定されます。そのような場合でも、**ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、行動制限が緩和**されます。



【飲食店】

第三者認証制度の登録店舗においては、
同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食や、
収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能になります。

【カラオケ店】

飲食を主として業としていないカラオケ店においては、
収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能になります。

④ ワクチン・検査パッケージ制度の適用場面① 飲食

飲食

いつ確認が必要？

北海道が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請した場合

【要請が想定されるケース】

- ① 緊急事態措置区域
- ② まん延防止等重点措置地域
- ③ 上記以外の区域で、感染拡大の傾向が見られる場合

ワクチン接種歴等の確認が必要な利用者とは？

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を希望する利用者

〔※同一グループ・同一テーブルでの4人以下での会食を希望する利用者に対しては、確認不要。〕

確認できたら？

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能

確認できなかったら？

テーブル間での交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることで、入店が可能
当日の検査が可能な実施機関（別途HPで公表予定）をご案内

⑤ ワクチン・検査パッケージ制度の適用場面② カラオケ

カラオケ

いつ確認が必要？

北海道が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、
カラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。）**に対して休業要請を行う場合**

〔【要請が想定されるケース】
① 緊急事態措置区域〕

ワクチン接種歴等の確認が必要な利用者とは？

カラオケ設備を提供する飲食店等への**来店者全員**

〔※緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する場合は、カラオケをする予定のない来店者も含め、入店時に来店者全員の接種歴等の確認が必要です。〕

確認できたら？

収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能

確認できなかったら？

カラオケ設備を提供できない

当日の検査が可能な実施機関（別途HPで公表予定）**をご案内**

⑥ 入店時に確認していただく書類①（ワクチン接種歴）

予防接種済証 + 身分証明書（本人確認）

予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む）

確認のポイント

接種券				予診のみ				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2	ワクチン接種	1回目	券種	1	予診のみ	1回目	1回目	接種年月日 2021年 月 日 接種場所 ワクチンロットシール
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456	接種年月日 2021年 月 日	
券番号	1234567890			券番号	1234567890			接種場所	
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎				
 OCRライン (18桁)				 OCRライン (18桁)					
券種	2	ワクチン接種	2回目	券種	1	予診のみ	2回目	2回目	接種年月日 2021年 月 日 接種場所 ワクチンロットシール
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456	接種年月日 2021年 月 日	
券番号	1234567890			券番号	1234567890			接種場所	
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎				
 OCRライン (18桁)				 OCRライン (18桁)					
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。									
氏名		厚生 太郎							
住所		〇〇県〇〇市〇〇 999-99							
生年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日 生							
〇〇県〇〇市長 日本 一郎									

確認事項①
2回接種を完了

確認事項②
2回目接種日から
14日以上経過
(接種日 = 1日目)

確認事項③
身分証明書等による
本人確認

※ 予防接種済証等を撮影した画像や写し等も可
電子的なワクチン接種証明書を含む

身分証明書等による本人確認

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、社員証、学生証など

⑦ 入店時に確認していただく書類②（検査結果）

結果通知書 + 身分証明書（本人確認）

結果通知書

検査結果通知書

・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
・ 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。
陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

☐ 受検者氏名 _____（フリガナ）

☐ 検体採取日^{※1} 2021 年 ____ 月 ____ 日

☐ 検査結果 陰性・陽性・判定不能^{※2}

☐ 有効期限^{※3} 2021 年 ____ 月 ____ 日

☐ 検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査

☐ 検体 唾液・鼻分泌液・鼻咽喉ぬぐい液

☐ 使用した検査試薬又は検査キット名 _____

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。
※3 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

☐ 事業所名（又は検査所名）^{※4} _____

☐ 検査管理者氏名 _____

※4 PCR検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

☐ 医療機関を受診してください。
☐ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 _____

確認のポイント

確認事項①
「陰性」を確認

確認事項②
有効期限を確認

【検査結果の有効期限】

検査結果	有効期限
PCR検査 LAMP法等の核酸増幅法 抗原定量検査	検体採取日より 3日以内
抗原定性検査	検査日より 1日以内

確認事項③
身分証明書等による本人確認

※ 結果通知書等を撮影した画像や写し等も可

身分証明書等による本人確認

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、社員証、学生証など

⑧ 1 2 歳未満の児童の取扱い

1 2 歳未満の児童に対するワクチン・検査パッケージ制度の適用については、次のとおりです。

1 2 歳未満の児童の本人確認や年齢確認

健康保険証等や**自己申告**、**保護者の申告**によって確認してください。

1 2 歳未満の児童の検査結果の取扱い

6 歳以上 1 2 歳未満の児童

検査による**陰性を確認**することが必要です。

6 歳未満の児童（未就学児）

同居する親等の監護者が同伴する場合には、**検査は不要**になります。

⑨ 制度適用に当たっての注意事項

- ワクチン・検査パッケージ制度の登録完了後、送付される**ステッカー**を、**店頭の見やすい位置に掲示**してください。
- 可能な限り、**事前に利用人数やカラオケ設備の使用の有無を確認**し、ワクチン・検査パッケージ制度の適用の対象となる場合は、予防接種済証や、ワクチン未接種の方は検査結果通知書等を持参の上、来店いただくよう、幹事様等を通じて、**あらかじめご案内**ください。
- **感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等**においては、政府・北海道の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、**強い行動制限を要請する場合があります**ので、ご了承ください。
- ワクチン・検査パッケージ制度を活用した場合でも、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されているものではありません。
第三者認証制度や業種別ガイドラインに基づき、引き続き感染防止対策の徹底に努めてください。

⑩ 入店時に確認する検査結果について

ワクチン・検査パッケージ制度の登録店は、検査について、**事前検査**か**当日現場検査**のいずれか、又は両方を選択可能

①事前検査

利用者は、**事前に検査機関でPCR検査等を受検**

登録店は、利用者が持参した陰性の検査結果を入店時に確認

②当日現場検査

ワクチン接種歴等を持たずに入店した利用者に対し、登録店が**店舗において、当日の抗原定性検査を実施**

当日現場検査の
実施は、必須では
ありません

利用者は検査結果が出るまで待機し、陰性を確認できたら入店が可能

- 当日現場検査を実施するための手続きは、次頁のとおり予定しています。
- 検査費用等については、**令和3年度中**に限り、国が**ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業**として支援を実施する予定であり、**詳細は別途お知らせします。**

⑪ 店舗における当日現場検査の実施の流れ【任意】

令和3年度 当日現場検査（抗原定性検査）の実施の流れ（案）

当日現場検査の
実施は、必須では
ありません

事前

①事前準備

他の場所と明確に区別され、一定の広さを確保した**検体採取場所の確保**・・・★
検体の採取や判定方法に関する**研修を受講**した検査管理者を指定 等

②実施計画書の提出

実施計画書を作成して北海道に提出 → 実施事業者として登録

当日

③検査の受付

希望者に**申込書を記入**させ、検査管理者立会のもと、検査を実施・・・★

④検査結果の通知

結果通知書等を受検者に発行

事後

⑤北海道への定期報告

週ごとに、実施した検査の総数等を北海道に報告

⑥実績報告書の提出

実績報告書を提出 → かかった経費については、補助金を交付（**精算払い**）

★登録店による、**検査体制整備に係る初期費用**と、健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者等の**検査費用**については、**令和3年度中に限り、国が支援を実施予定**